

キャンパス内全面禁煙に関するQ&A（改訂版）

R1. 11. 19

（学内説明会・禁煙講演会での質疑応答、アンケートの自由記述などをもとに編集した。今後も、随時、項目の追加・内容の更新を行っていく予定）

	質問	回答
1	「キャンパス内」には、池の上学生宿舎、国際交流会館、職員宿舎などは含まれるのか。	広島大学が保有する敷地内全てが対象となる。健康増進法上は、個人が居住する部分（専有部分）については喫煙禁止ではないとされるが、施設管理者として、宿舎管理部署や自治会を通じ、各利用者に対し、当該部分を含め全面禁煙への協力を求めている。
2	キャンパス内駐車場の自家用車内も禁煙か。自転車はどうか。	キャンパス内は、自家用車の車内も禁煙である。自転車についても、同様に禁煙である。
3	外国からの来学者、国会議員などVIPに対しても、例外なくキャンパス内禁煙を求めるのか。	本学の方針を説明し、理解を得たい。なお、どうしても吸いたいという方には、近隣の喫煙可能場所の情報を提供することとし、事前に各店舗に本学の方針を伝えて協力を依頼したい。
4	隠れタバコによる小火、キャンパス外での喫煙や吸い殻のポイ捨てにより、地域住民とのトラブルが生じるのではないか。	主要な3キャンパスにおいて、周辺道路等を含む禁煙対象地域を地図上で明示した。また、キャンパス内だけでなく、周辺道路等も定期的に巡回し、喫煙者には声掛けして、構成員には、ルールとマナーを守ってもらうよう要請する。吸い殻拾いも行っており、環境美化に努めていく。
5	東広島キャンパスは広いので、喫煙場所をなくさないで欲しい。マナーを守れば、問題は無いはず。	他大学の例を見ても、喫煙所を廃止すると喫煙率は大幅に低下する。また、喫煙所がある限り、受動喫煙は完全にはなくせない。「タバコの煙のない環境」は重要と考える。
6	西体育館の南側駐車場（西第2駐車場）内にある保育園は敷地内か。もし、敷地外であっても、全面禁煙であることを徹底してほしい。	大学の土地を事業者の有償貸与しているが、保育園自体が、法律上、「原則敷地内禁煙」である。
7	霞キャンパス内の「いこいの森」で患者さんやその家族が喫煙しているが、注意するのか。	霞キャンパスは、平成30年4月から「全面禁煙」で、患者さんを含めて協力をお願いしているが、改めて大学の方針を周知した上で、定期的な巡回を行うなどして、注意喚起し、理解と協力を求めていく。また、各種情報提供などによる「卒煙」支援も進めていきたい。
8	注意というのは、個人的に注意するのか。巡回チームが注意してくれるのか。	3キャンパスで、それぞれチームを編成し、定期的に巡回指導しており、今後も継続する。なお、巡回については、業務委託も検討している。また、「キャンパス内禁煙」の看板を、主な出入口等に掲示していく。
9	どこに言えば、注意してもらえるのか。	「受動喫煙相談窓口」を、「もみじ」「いろは」に掲載しており、そこに意見や苦情等を寄せてもらえば、対応する。
10	「電子タバコ」や「加熱式タバコ」も禁止されるのか。	電子タバコ、加熱式タバコも、健康に悪影響を及ぼすとされており、全面禁煙の対象になる。
11	喫煙者に対するサポートはないのか。	禁煙を希望し、保健管理センターで禁煙治療が必要と診断された学生には、ニコチンパッチを無料で処方している。また、教職員には、保健管理センターで禁煙外来の紹介を行うほか、希望者に携帯灰皿を無料で配布している。
12	勤務中の喫煙は問題ではないか。	望まない受動喫煙の防止及び職務専念義務の観点から、教職員等には、敷地内外を問わず、勤務中の喫煙は控えるよう求めている。
13	大学の方針は「禁煙（人）」を目指すのか、「キャンパス内禁煙（場所）」を目指すのか。	学生には喫煙習慣を持たずに、あるいは既に喫煙習慣のある人は「卒煙」して、卒業・修了してもらいたい。併せて、受動喫煙防止のため、敷地内を全面禁煙にする。